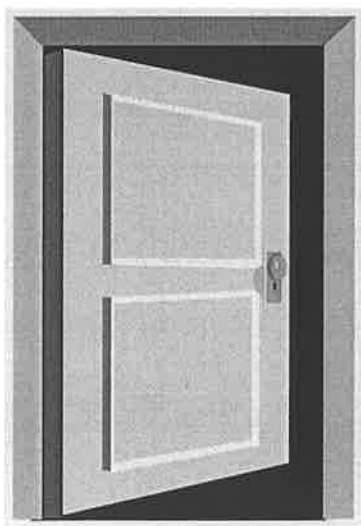


選挙のあらし



第 1 選挙権と被選挙権

選挙する公職（任期）	選 挙 権	被 選 挙 権
市町村長（4 年）	①日本国民で年齢満 18 年以上の者 ②市町村の区域内に引続き 3 ヶ月以上住所を有する者 ＊欠格事項に該当しない者	日本国民で年齢満 25 年以上の者 ＊欠格事項に該当しない者
市町村議会議員（4 年）	同上	当該選挙の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のもの ＊欠格事項に該当しない者
県知事（4 年）	同上（選挙権を有している者で引続き同一県内の他の市町村に住所を移したものを含む。）	日本国民で年齢満 30 年以上の者 ＊欠格事項に該当しない者
県議会議員（4 年）	同上（同上）	当該選挙の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のもの ＊欠格事項に該当しない者
衆議院議員（4 年）	日本国民で年齢満 18 年以上の者 ＊欠格事項に該当しない者	日本国民で年齢満 25 年以上の者 ＊欠格事項に該当しない者
参議院議員（6 年、3 年毎に半数改選）	同上	日本国民で年齢満 30 年以上の者 ＊欠格事項に該当しない者

＊ 欠格事項とは、禁錮以上の刑を受けて執行中の者、選挙関係の犯罪で禁錮以上の刑を受けて執行猶予中の者及び選挙関係の犯罪で選挙権・被選挙権を停止されている者を指します。

平成 28 年 6 月 19 日以降の国政選挙から選挙権年齢が満 18 年以上の者に引下げられました。

第 2 選挙区と定数

1 碧南市議会議員（定数 22 人）……碧南市議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年碧南市条例第 27 条）に 22 人と定められています。

2 愛知県議会議員（定数 102 人）55 選挙区

選挙区の名称	選挙区の区域	定数	選挙区の名称	選挙区の区域	定数
名古屋市部（計）	名古屋市内 16 選挙区	31	稲沢市	稲沢市の区域	2
豊橋市	豊橋市の区域	5	新城市及び北設楽郡	新城市、設楽町、東栄町、豊根村の区域	1
岡崎市及び額田郡	岡崎市、幸田町の区域	5	東海市	東海市の区域	2
一宮市	一宮市の区域	5	大府市	大府市の区域	1
瀬戸市	瀬戸市の区域	2	知多市	知多市の区域	1
半田市	半田市の区域	2	知立市	知立市の区域	1
春日井市	春日井市の区域	4	尾張旭市	尾張旭市の区域	1
豊川市	豊川市の区域	3	高浜市	高浜市の区域	1
津島市	津島市の区域	1	岩倉市	岩倉市の区域	1
碧南市	碧南市の区域	1	豊明市	豊明市の区域	1
刈谷市	刈谷市の区域	2	日進市及び愛知郡	日進市、東郷町の区域	2
豊田市	豊田市の区域	5	田原市	田原市の区域	1
安城市	安城市の区域	2	愛西市	愛西市の区域	1
西尾市	西尾市の区域	2	清須市、北名古屋市	清須市、北名古屋市、豊山	2
蒲郡市	蒲郡市の区域	1	及び西春日井郡	町の区域	
犬山市	犬山市の区域	1	弥富市	弥富市の区域	1
常滑市	常滑市の区域	1	みよし市	みよし市の区域	1
江南市	江南市の区域	1	あま市及び海部郡	あま市及び海部郡の区域	2
小牧市	小牧市の区域	2	長久手市	長久手市の区域	1
			郡部（計）	3 選挙区	3

※ 市町村合併により行政区画の変更がされた区域のうち選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律の適用により、市町村合併に伴う変更はありません。

3 衆議院議員

選挙区の名称	選挙区の区域	定数
愛知県第 1 区	名古屋市 東区、北区、西区、中区	1
愛知県第 2 区	名古屋市 千種区、守山区、名東区	1
愛知県第 3 区	名古屋市 昭和区、緑区、天白区	1
愛知県第 4 区	名古屋市 瑞穂区、熱田区、港区、南区	1
愛知県第 5 区	名古屋市 中村区、中川区、清須市、北名古屋市、西春日井郡	1
愛知県第 6 区	春日井市、犬山市、小牧市、瀬戸市（水野支所管内）	1
愛知県第 7 区	瀬戸市（水野支所管内を除く）、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡	1
愛知県第 8 区	半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡	1
愛知県第 9 区	一宮市（旧尾西市域）、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	1
愛知県第 10 区	一宮市（旧尾西市域を除く）、江南市、岩倉市、丹羽郡	1
愛知県第 11 区	豊田市（旧稲武町域を除く）、みよし市	1
愛知県第 12 区	岡崎市、西尾市	1
愛知県第 13 区	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	1
愛知県第 14 区	豊川市、豊田市（旧稲武町域）、蒲郡市、新城市、額田郡、北設楽郡	1
愛知県第 15 区	豊橋市、田原市	1

衆議院の総数 465のうち小選挙区 289 比例代表 176

比例代表：全国 11 ブロック（東海ブロック 定数 21：愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）

※ 2017 年第 48 回衆議院議員選挙から第 6 区、第 7 区、第 12 区、第 14 区の区割りの変更。

4 参議院議員

愛知県選挙区（定数 6） 愛知県全域（参議院議員の総数 242のうち比例代表 96、選挙区 146）

※ 2016 年第 24 回参議院議員選挙から定数が 8（改選 4）となる。

第 3 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、議会で選挙された 4 人の委員で構成する市の選挙管理の最高機関です。

公正な立場の機関ですので、同時に同じ党派の人が 2 人以上委員になることはできません。また、委員に欠員が生じたり、事故がある場合に備えて補充員が 4 人選挙されています。

選挙を管理する機関としては、都道府県や市町村の選挙管理委員会と中央選挙管理委員会があり、その分担は次のとおりです。

- 1 中央選挙管理委員会……………衆議院比例代表選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙
- 2 都道府県選挙管理委員会……………衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県議会議員選挙、都道府県知事選挙
- 3 市町村選挙管理委員会……………市町村議会議員選挙、市町村長選挙

このほか、海区漁業調整委員会委員などの選挙管理も選挙管理委員会の仕事です。

第 4 選挙期日

選挙期日（投票日）は、その選挙を管理する選挙管理委員会があらかじめ定めませんが、正式にはその選挙期日の一定期間前に公示又は告示されます。公示（告示）の日は次のように定められています。

- 1 衆議院議員選挙……………少なくとも 12 日前
- 2 参議院議員選挙……………少なくとも 17 日前
- 3 県知事選挙……………少なくとも 17 日前

4 名古屋市長選挙	少なくとも 14 日前
5 県議会議員選挙及び名古屋市議会議員選挙	少なくとも 9 日前
6 名古屋市以外の市長及び市議会議員選挙	少なくとも 7 日前
7 町村長及び町村議会議員選挙	少なくとも 5 日前

第5 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権を有する者をあらかじめ登録しておいて、選挙のとき投票所において照合のうえ投票を行うことによって、選挙の公正をはかるために作られる大切な名簿です。この名簿は、市の選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて作成します。

選挙人名簿への登録は、毎年4回行う定時登録（3、6、9 及び 12 月）と、選挙の都度行う選挙時登録がありますが、その登録資格は次のとおりです。

- 1 基準日現在で、年齢が18歳に達している者（平成28年6月19日以降満18歳）
- 2 基準日現在で、引続き3ヶ月以上市の住民基本台帳に登録され居住している者

＊ 選挙人名簿に登録されている人が、市外に転出して4ヶ月を経過すると、選挙人名簿から抹消されます。

第6 在外選挙

我が国においては、国政選挙の選挙権は成年に達した全ての日本国民に保障されていますが、海外で生活している国民については、選挙人名簿に登録されず、その結果投票をすることができないこととなっていました。これらの在外邦人の方々に選挙権行使の機会を保障し、国政に参加する途を開くことが重要な課題となっていました。平成10年5月に公職選挙法が改正され、在外選挙制度が創設されました。在外選挙制度は、①在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転、②在外投票の2本柱の仕組みで成り立っています。

1 在外選挙人名簿の登録・在外選挙人名簿への登録の移転

(1) 在外選挙人名簿の登録・在外選挙人名簿への登録の移転

ア 対象者 年齢満20歳以上の日本国民で、引続き3ヶ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者（平成28年6月19日以降満18歳以上）

イ 受付 管轄の領事館（在外選挙人名簿への登録の移転の場合は、日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会）

ウ 申請先 日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会

(2) 在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録されたときは、市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証が交付されます。

2 在外投票

(1) 対象となる選挙：衆議院及び参議院議員の選挙

(2) 投票方法：在外公館投票、郵便投票及び帰国投票の3つの投票方法があり、これらは選挙人の居住国・地域や帰国状況等によって決定されます。

第7 投票

「選挙は、投票により行う」と公職選挙法に書かれています。投票は、選挙の当日自ら所定の投票所へ行って行うのが原則ですが、字の書けない人のための代理投票、盲人のための点字投票、投票日に投票所へ行けない人のための期日前投票、不在者投票や郵便等投票の制度があります。

1 期日前投票

投票日当日、投票所に行き投票をすることができないときは、選挙の公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までの間に、定められた期日前投票所において投票することが認められています。自分が登録されている市町村の選挙管理委員会で期日前投票をする場合、備付けの宣

誓書に列挙されている期日前投票をする理由の中から該当するものを選択し、署名すれば投票用紙が交付されますので、投票用紙に候補者名、政党名等を記載し、それを直接投票箱に投票します。なお、土、日曜日及び祝祭日でも期日前投票はできます。（午前 8 時 30 分～午後 8 時）

2 不在者投票

期間については、期日前投票と同様ですが、対象者として、自分が登録されている市町村以外の選挙管理委員会で投票をする人、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない人（例えば、選挙期日には 20 歳（平成 28 年 6 月 19 日から 18 歳）を迎えるが、選挙期日前においては未だ 19 歳であり選挙権を有しない人など）です。不在者投票をする場合は、備付けの宣誓書に列挙されている不在者投票をする理由の中から該当するものを選択し、署名すれば投票用紙、不在者投票用外封筒・内封筒が交付されますので、投票用紙に候補者名、政党名等を記載し、それを内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をして外封筒の表面に氏名を記入して投票します。また、不在者投票指定施設（病院又は老人ホーム等）に入院、入所中の人についても、施設長に不在者投票がしたい旨を申し出れば、その施設で不在者投票をすることができます。

なお、外封筒への署名は、不在者投票者を確認し投票日における二重投票等の事故を防止するためです。投票所に送致後、開封にあたっては内封筒のみを取り出し、他の不在者投票と混同したうえで内封筒を開封しますので、投票の秘密が漏れることはありません。外封筒の署名のないものは、無効な投票（不受理）とされます。

○不在者投票のできる市内の施設

- ・小林記念病院 ・碧南市民病院 ・加藤病院 ・碧南市養護老人ホーム ・新川中央病院
- ・特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑 ・老人保健施設ひまわり ・老人保健施設向陽
- ・特別養護老人ホーム川口結いの家 ・特別養護老人ホームひまわり ・碧南警察署

3 郵便等投票

(1) 郵便等による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人、又は介護保険法による要介護者である選挙人で次の事項に該当する人です。

ア 身体障害者手帳

- 両下肢、体幹又は移動機能の障害 …… 1 級、2 級
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 …… 1 級、3 級
- 免疫の障害、肝臓機能障害 …… 1 級から 3 級まで

イ 戦傷病者手帳

- 両下肢又は体幹の障害 …… 特別項症から第 2 項症まで
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸
又は肝臓機能の障害 …… 特別項症から第 3 項症まで

ウ 要介護者

介護保険法による要介護者であって、被保険者証に要介護 5 と記載されている人

(2) 郵便等投票証明書の交付を受けるのは、次の手順となります。

ア 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙人自身が署名（点字によるものを除く。）をした郵便等投票証明書交付申請書に前記事項を証明する書類（手帳又は被保険者証）を添えて申請します。

イ 申請を受理した市町村選挙管理委員会の委員長は、郵便等投票を行うことができると認めたときは、申請者に対して、郵便等投票証明書を郵送します。なお、郵便等投票証明書の有効期間は 7 年間（要介護者については被保険者証に記載されている有効期間）です。

(3) 郵便等による不在者投票をしようとする人は、次の手順で投票します。

ア 投票日の4日前までに関係市町村選挙管理委員会へ郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の交付を請求します。

イ 投票用紙等は選挙人の所へ郵送されるので、記載のうえ市町村選挙管理委員会へ郵送します。

ウ 郵便等による不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度（代理記載といいます。）があります。この代理記載の届出ができる人は次に該当する人です。

(ア) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人

(イ) 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

※なお、この代理記載による投票にはあらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。

第8 供託

立候補のための供託金の額は、次のとおりです。

選挙の名称	供託金の額	選挙の名称	供託金の額
衆議院議員比例代表選出議員選挙 (小選挙区との重複立候補は300万円)	600万円	名古屋市長選挙	240万円
衆議院小選挙区選出議員選挙	300万円	名古屋市以外の市長選挙	100万円
参議院比例代表選出議員選挙	600万円	名古屋市議会議員選挙	50万円
参議院選挙区選出議員選挙	300万円	名古屋市以外の議会議員選挙	30万円
都道府県知事選挙	300万円	町村長選挙	50万円
都道府県議会議員選挙	60万円	町村議会議員選挙	なし

第9 法定得票数

区 分	当 選 人	供託物の没収
衆議院議員（小選挙区）	有効投票総数×1/6	有効投票総数×1/10
参議院議員（選挙区）	有効投票総数÷議員定数×1/6	有効投票総数÷議員定数×1/8
地方公共団体議会議員	有効投票総数÷議員定数×1/4	有効投票総数÷議員定数×1/10
地方公共団体の長	有効投票総数×1/4	有効投票総数×1/10

第10 投票所

投票区名	投票所名	投票所住所	投票区の区域
第1	西端区事務所	半崎町 3-60	井口町 大久手町 大坪町 奥沢町 長田町 上町 神田町 雁道町 北町 島池町 清水町 白沢町 白砂町 宝町 竹原町 鳥追町 半崎町 平山町 吹上町 松原町 桃山町 屋敷町 用久町 若水町
第2	西端下区民館	油湊町 1-1	油湊町 荒居町 湖西町 坂口町 三度山町 洲先町 立山町 広見町 札木町 古川町
第3	西山区民館	西山町 7-115	金山町 久沓町 西山町 東山町 丸山町 山下町
第4	東松江区民館	相生町 5-76	相生町 田尻町 松江町 六軒町
第5	新川公民館	新川町 2-1-1	明石町 浅間町 新川町 山神町

第 6	浜尾区民館	住吉町 1-94	簗田町 住吉町 千福町 鶴見町 浜尾町
第 7	西部区民館	笹山町 3-36	荒子町 北浦町 笹山町 城山町 新道町 二本木町 平和町 見合町 緑町
第 8	東町内会館	鷺塚町 5-60	旭町 縄手町 野銭町 鷺塚町 鷺林町
第 9	東部市民プラザ	照光町 5-3	池下町 大堤町 神有町 亀穴町 鴻島町 三角町 照光町 天神町 三宅町 流作町
第 10	日進公民館	日進町 2-92	霞浦町 小屋下町 三間町 下洲町 日進町 東浦町 伏見町 平七町 矢縄町
第 11	中央中学校体育館	植出町 5-2	植出町 尾城町 中後町 福清水町 踏分町 堀方町
第 12	中部公民館	向陽町 3-48	源氏神明町 向陽町 幸町 沢渡町 中山町 野田町 松本町
第 13	天道保育園	末広町 2-32	栄町 末広町 須磨町 天王町 道場山町 宮後町
第 14	棚尾児童センター	汐田町 2-28	春日町 栗山町 源氏町 作塚町 汐田町 善明町
第 15	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35	雨池町 川端町 志貴町 志貴崎町 棚尾本 町 舟江町 弥生町 若宮町
第 16	大浜公民館	中町 1-53	石橋町 大浜上町 音羽町 中町 中松町 羽根町 浜寺町 浜町 本郷町
第 17	南部市民プラザ	塩浜町 7-135	権田町 塩浜町 築山町 錦町 西浜町 浜 田町 港本町
第 18	にじの学園	宮町 4-1-2	伊勢町 入船町 権現町 玉津浦町 岬町 宮町 若松町
第 19	前浜集落センター	前浜町 1-80	稲荷町 江口町 河方町 川口町 港南町 潮見町 中江町 中田町 前浜町 葭生町

第 11 インターネット等による選挙運動

平成 25 年 7 月 4 日に公示された公職選挙法の改正により、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁などがされました。

1 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

(1) ウェブサイト等を利用する方法について

何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。（例：ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）、動画共有サービス、動画中継サイト等）

なお、電子メールとは、シンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（SMTP 方式）、または、携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）をいいます。

これ以外のもの、例えば、フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、ウェブサイト等に該当します。

(2) ウェブサイト等の表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが義務づけられます。なお、電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます（例：電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名等）。

(3) 選挙期日当日の取扱いについて

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られていることから、選挙期日当日の更新はできません。

2 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

(1) 利用主体の制限について

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができます。候補者・政党等以外の一般有権者は禁止されています。また、選挙運動用電子メールを転送する行為は、一般には、新たな送信行為であると考えられるため、候補者・政党等以外の者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することはできません。

(2) 送信先の制限について

選挙運動用電子メールは、次の対象者に対してのみ送信できます。

ア あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）

イ 政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者

(3) 記録保存義務について

選挙運動用電子メール送信者は、電子メールの送信に際し、次の事実を証する記録の保存が必要になります。

ア 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

(イ) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

イ 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

(イ) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

(ウ) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(4) 選挙運動に伴う電子メール送信者の表示義務について

ア 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合、表示が必要とな

る事項

(ア) 送信者の氏名又は名称、電子メールアドレス等

(イ) 選挙運動用電子メールである旨

(ウ) 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

(エ) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

(オ) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

イ 選挙期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する場合、表示が必要となる事項

(ア) 頒布者の電子メールアドレス

(イ) 頒布者の氏名・名称

3 選挙運動用の有料インターネット広告等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。具体例は次のとおりです。

(1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

(2) (1)の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告

(3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

ただし、確認団体となっている政党その他の政治団体については、上記(1)に該当するものを除き、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告を掲載することができます。また、候補者及び後援団体による挨拶を目的とする有料インターネット広告も禁止されています。

4 インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁

選挙期日後において、当選又は落選に関し、選人に挨拶する目的をもって文書図画を頒布し又は掲示することは、自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除き、原則禁止されていますが、インターネット等を利用する方法、例えば、自身のホームページ等において記載することや、電子メールを利用して行うことは可能となります。

5 屋内の演説会場内における映写の解禁等

屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等が解禁されるとともに、屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は撤廃されます。

これにより、例えば、演説会において、候補者や政党のウェブサイトを見ながら政策を訴える、といったことが可能となります。また、ポスター、立札及び看板は、これまでの規格制限（縦 273 センチメートル、横 73 センチメートル）を超えたものを掲示することが可能となります。

第 12 寄附禁止の概要

1 政治家の寄附禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰

されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供は除く。）は除く。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

(1) 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

(2) 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ (1)や(2)であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

6 公民権の停止

1、2、3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

第13 寄附禁止 Q & A

1 政治家の寄附禁止関係

(1) 政治家の行う寄附の禁止

[結婚披露宴の祝儀、葬式の香典など]

Q1 「葬式」とは、密葬、本葬すべてのことをいうのですか。また、無宗教式のものはどうですか。

A 1 「葬式」とは死者を葬る儀式のことをいいますので、このような儀式であれば密葬、本葬すべてのものが含まれます。また、「葬式」とは宗教色の有無を問わないもので、例えば「お別れ会」のような無宗教のものも「葬式」に含まれます。

Q 2 政治家が出席を予定している結婚披露宴や葬式に係る祝儀や香典を事前に相手方（選挙区内にある者）に届けることはどうですか。

A 2 政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されます。

Q 3 政治家の配偶者などの親族や秘書が葬式に代理出席して政治家の香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはどうですか。

A 3 政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されます。

Q 4 「香典」はお金に限りますか。例えば線香などを持っていくことはどうですか。

A 4 「香典」は金銭に限りますので、線香などを持っていくことは処罰の対象になります。

Q 5 政治家が葬式のときに、供花・花輪を選挙区内にある者に対して出すことはどうですか。

A 5 罰則をもって禁止されます。

Q 6 「御供花料、御供物料」（仏式）、「御神前、御玉串料」（神式）、「御花料、御花輪料」（キリスト教式）などの表書きでお金を出すことも香典に含まれますか。

A 6 これらの表書きでお金を出すことも香典とみなされます。

Q 7 「祝儀」はお金に限りますか。

A 7 お金だけでなく品物も含みます。

Q 8 政治家が葬式の日までの間に自ら弔問してその場においてする香典は罰則の対象となっていないませんが、いわゆる「通夜」に政治家が出席して香典を出すことはこれに含まれますか。

A 8 そのとおりです。

Q 9 政治家が密葬に出席したあと本葬に自ら出席して、その都度香典を出すことはよいですか。

A 9 処罰の対象にはなりません。

Q 10 密葬の日の後、政治家が弔問して遺族（選挙区内にある者）に対して香典を出すことはどうですか。

A 10 罰則をもって禁止されます。

Q 11 政治家が香典をもらった場合、香典返しをすることは寄附にあたりますか。

A 11 当該地域において香典返しが社会慣習上定着した一種の義務的な性格をもったものとなっている場合、もらった香典に対して返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは、寄附にあたりにません。

〔会費と寄附〕

Q 12 会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を払うことは差し支えありませんか。また、秘書がかわりに出席して「会費」を払うことはどうですか。

A 12 会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を払うことは、それが純粋な「会費」である限り差し支えありません。これは秘書が出席する場合も同じです。

Q 13 会費制でない結婚披露宴に政治家が招待されたとき、政治家が出席できないため、秘書をかわりに出席させ、かつ、相手方の了解のもとに提供される料理代等に見合うお金を

相手方（選挙区内にある者）に支払う場合

①政治家の名義で政治家が経費を負担することはどうですか。

②秘書の名義で政治家が経費を負担することはどうですか。

③政治家の名義で秘書が経費を負担することはどうですか。

④秘書の名義で秘書が経費を負担することはどうですか。

A13 ①②：いかなる名義をもってしても寄附することは罰則の対象となります。

③：政治家の名義で寄附をすることも罰則の対象となります。

④：差し支えありません。

Q14 会費制の出版祝賀会に政治家が無料で招待されたとき、相手方（選挙区内にある者）の了解のもとに無料招待を辞退して会に参加した場合、会費を支払うことはできますか。

A14 会費を支払うことは差し支えありません。

Q15 会費制でない出版祝賀会に政治家が招待されたとき、提供される料理代等に見合う実費程度のお金を相手方（選挙区内にある者）に出すことは、差し支えありませんか。

A15 政治家が行事に招かれたとき、包金を置くことは一般的には債務の履行としてなされるものとは認められませんので、寄附となり選挙区内にある者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

[その他]

Q16 政治家が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは差し支えありませんか。

A16 罰則をもって禁止されます。

Q17 葬儀のとき読経などに対するお布施は寄附にあたらないと考えてよろしいですか。

A17 役務の提供に対する債務の履行と認められる場合は、寄附にあたりません。

Q18 政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることはどうですか。また、選挙区内にある者から差し出された色紙にサインをすることはどうですか。

A18 色紙を贈ることは寄附にあたりますので禁止されます。相手方が持参した色紙にサインをすること自体は、一般的には寄附にあたりません。

Q19 政治家が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂修復等のため、政治家が寄附をすることはどうですか。

A19 罰則をもって禁止されます。

Q20 政治家が町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることはどうですか。

A20 罰則をもって禁止されます。

Q21 政治家が町内会の野球大会に際して優勝者の持ち回りとするためのカップを貸すことも罰則の対象となりますか。

A21 物品を貸すことも財産上の利益の供与に該当しますので、罰則の対象となります。

Q22 政治家が行う政治教育集会に関し、政治家が、食事や食事を提供するものを除いて、社会通念上やむを得ないと認められる最小限度の旅費、宿泊費を参加者に出したり、バスをチャーターして参加者を会場に運ぶなど、現物支給をすることはどうですか。

A22 差し支えありません。

Q23 政治家が行う政治教育のための集会において政治家がお茶やお茶請け程度の茶菓を選

挙区内にある者に対して提供することはどうですか。

A23 差し支えありません。

(2) 政治家を名義人とする寄附の禁止

Q24 市が「〇〇市長 甲野太郎」と表示して選挙区内にある者に対して記念品を贈ることはどうですか。

A24 一般的には違反しませんが、「〇〇市」の表示によることが望ましいものです。

Q25 甲野太郎が政治家のとき、A株式会社が「A株式会社 甲野太郎」と記載したのし紙をつけたお中元を選挙区内にある者に贈ることはできますか。

A25 政治家の関係会社等の寄附についても禁止されており、選挙に関するものであれば罰則の対象になります。また、「甲野太郎」の部分を大きく書いて「甲野太郎からです」などという場合には「政治家を寄附の名義人とする寄附」にも該当しますので、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

Q26 秘書が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員秘書」という肩書きの名刺を添えても差し支えありませんか。

A26 政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q27 後援会の会長が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員後援会会長」という肩書きの名刺を添えても差し支えありませんか。

A27 政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q28 政治家の親や子供あるいは配偶者が、その経費を自己負担し、自己の名義で寄附をすることは差し支えありませんか。

A28 差し支えありません。

2 後援団体の寄附禁止関係

Q1 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか。

A1 その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

Q2 選挙前の一定期間以外の期間において後援団体の10周年記念大会で会員（選挙区内にある者）に対して記念品を配ることは差し支えありませんか。

A2 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り一般的には差し支えありません。

Q3 選挙前の一定期間以外の期間において後援団体の見学旅行会で会員（選挙区内にある者）に対して通常用いられる程度の食事の提供をすることは差し支えありませんか。

A3 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り差し支えありません。

Q4 選挙前の一定期間以外の期間において後援団体が主催する会員のゲートボール大会において後援団体が優勝者に賞として後援団体の会長杯を寄贈することはどうですか。また、優勝者に高額な時計等を寄贈することはどうですか。

A4 会長杯を寄贈することが後援団体の設立目的により行う行事、事業に関してされるものであれば禁止されません。高額な時計等を寄贈することは、後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められない場合が多く祝儀に該当すると考えられます。

Q5 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはどうですか。

A5 罰則をもって禁止されます。

Q6 後援団体が町内の老人会の設立10周年記念やソフトボール大会に祝いを出すことはどうですか。

A6 罰則をもって禁止されます。

Q7 後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されますか。

A7 餞別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められず罰則の対象となるものと考えられます。

Q8 後援団体が選挙区内にある者の新築祝いを出すことはどうですか。

A8 罰則をもって禁止されます。

Q9 「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの」とは何ですか。

A9 「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの」とは、花輪、供花、香典、祝儀のほかに、「これらに類するもの」としてしきび、法事等における供物（料）や各種の式典における盛物等が考えられます。

Q10 選挙前の一定期間において、後援団体が後援団体の総会に出席した会員に通常用いられる程度の食事を提供することは差し支えありませんか。

A10 罰則をもって禁止されます。

3 あいさつ状の禁止

Q1 印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自署したものは自筆によるあいさつ状と認められますか。

A1 自筆によるあいさつ状と認められません。

Q2 ワープロによるあいさつ状は自筆によるあいさつ状と認められますか。

A2 自筆によるあいさつ状と認められません。

Q3 昨年もらった年賀状（答礼のための年賀状は出していない。）に対して今年その答礼として年賀状を出すことはどうですか。

A3 禁止されます。

Q4 クリスマスカードは年賀状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状に含まれますか。

A4 含まれます。

Q5 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状には大会などへの祝電や弔電が含まれますか。

A5 含まれません。

Q6 年賀電報、電子郵便により選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を出すことは禁止されますか。

A6 禁止されます。

Q7 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼のハガキを選挙区内にある者に対して出すことはどうですか。

A 7 年賀状に類するあいさつ状と認められますので、禁止されます。

Q 8 選挙区内にある者に対するハガキの中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合はどうですか。

A 8 時候のあいさつとそれ以外の文書がある場合には、全体としてみて時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。

Q 9 ファックスにより選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を送ることはどうですか。

A 9 禁止されます。

4 あいさつを目的とする有料広告の禁止

Q 1 政策広告は禁止されますか。

A 1 政策広告は一般的にはあいさつを目的とする有料広告にはあたりません。

Q 2 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはどうですか。

A 2 有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れることで全体としてみて、主として、年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。

Q 3 「年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ」には余寒見舞、残暑見舞も含まれますか。

A 3 含まれます。

Q 4 「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ」とは具体的にはどのようなものが考えられますか。

A 4 各種の大会に係る祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の結成 20 周年にあたりこれまでの支援に対する感謝のあいさつ、災害見舞などが考えられます。

Q 5 選挙区内において政治家自身が自ら喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。

A 5 罰則をもって禁止されます。